

『改訂新版 現場で使える美術著作権ガイド 2019』

正誤表ならびに法改正に伴う修正

著： 甲野正道  
 編： 全国美術館会議  
 発売： 株式会社美術出版社  
 発行： 2019年4月1日  
 ISBN： 978-4568240832

2020（令和2）年4月に授業目的公衆送信補償金にかかる法改正が施行されました。さらに同年6月の著作権法等の改正により、写り込みにかかる30条の2の変更及びリーチサイト規制が新たに盛り込まれこれらは同年10月1日に施行されるとともに、新たな違法ダウンロード規制が2021（令和3）年1月1日に施行されることとなっています。

下記（1）から（6）までの大きな記述の変更は、こうした法改正によるものです。

2020.12.03 甲野正道 記

正誤箇所	誤	正
67頁13行目から14行目	「公表後 <u>38</u> 年まで」	「公表後 <u>33</u> 年まで」
79頁下から11行目	アブ・アイワーク <u>—</u>	アブ・アイワーク <u>s</u>
92頁6行目から12行目	③違法に…（30条1項3号）	➡ 下記（1）
93頁下から11行目から 94頁11行目	写真の撮影や…場合には	➡ 下記（2）
101頁11行目	準ずる <u>利用</u>	準ずる <u>理由</u>
105頁7行目から9行目	もっとも… <u>注意が必要です。</u>	もっとも④の利用にあたっては、 <u>教育機関の設置者は著作権者に補償金を支払うことが必要となります。</u>
108頁下から6行目から109頁12行目	そのようなことから…注視していかなければならないでしょう。	➡ 下記（3）
127頁下から5行目	発行されたとき、放送や有線放送については、放送・有線放送されたときから70年（暦年主義）とされています。	発行されたときから <u>70年（暦年主義）</u> 、放送や有線放送については、 <u>放送されたときから50年（同）</u> とされています。
131頁下から4行目から 132頁1行目	上記以外にも…「みなし侵害」です（113条7項）	➡ 下記（4）

154 頁下から 13 行目	<u>設定登録の時から 20 年</u>	<u>出願の日から 25 年</u>
168 頁下から 3 行目	<u>関係者間でガイドラインの作成が進められており、美術館としてはそうした動きに十分注目していく必要があるでしょう。</u>	<u>関係者間のガイドラインにおいては、現に展示されていない所蔵作品についてもこの規定の対象となる旨定められていますので、それを踏まえて対応すべきでしょう。</u>
168 頁欄外 (本文下から 3 行目の位置)	—	ガイドライン⇒122 頁
184 頁下から 5 行目から下から 4 行目	<u>写真中の作品について…どうかによります。</u>	<u>写真中の作品が軽微で正当な範囲での利用といえるかどうかによります。</u>
198 頁下から 12 行目から下から 8 行目	「写真の撮影…と思われます。」	➡ 下記 (5)
200 頁 8 行目	同月 <u>30 日に保護が継続している</u> もの	同月 <u>29 日に保護されているもの</u>
201 頁下から 5 行目から 202 頁下から 8 行目	写真撮影をした際に、その写真中に…可能性があります。	➡ 下記 (6)
210 頁 3 行目から 4 行目	平成 30 年 5 月版…01_pdf	令和 2 年度 <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/92466701_01.pdf">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/92466701_01.pdf</a>
210 頁 8 行目	2018 - 2019…10 月	2019 - 2020』著作権情報センター 2019 (令和元) 年 11 月
210 頁 15 行目から 16 行目	著作権関係法令集 (平成 27 年版)』著作権情報センター 2014 (平成 26) 年 12 月	著作権関係法令・条約集 (令和元年版)』著作権情報センター 2019 (令和元) 年 11 月
211 頁 3 行目	[第 3 版]』有斐閣 2016 (平成 28) 年	[第 4 版]』有斐閣 2019 (令和元) 年
211 頁 5 行目	[第 2 版]』有斐閣 2014 (平成 26) 年	[第 3 版]』有斐閣 2020 (令和 2) 年

(1)

③違法にアップロードされた著作物を受信して行う複製

違法にアップロードされた著作物を、違法と知ってダウンロード複製する行為がこれに該当します。違法であることを知らなかった場合は仮に重過失があったとしてもこれには該当せず、そのダウンロード複製は違法とはなりません。

ただし、録音、録画以外の複製行為すなわち音声、動画以外にかかる著作物の場合には、軽微なもの（漫画の1コマや数コマ）やパロディや二次創作など無断で作成された二次的著作物は除かれます（ただし翻訳物は除かれません）。また、著作権者の利益を不当に害することがないものも除かれます（30条1項3号及び4号）。なお、録音、録画以外の複製行為が違法とされるのは、2021年1月1日以降です。

(2)

写真撮影やスクリーンショット等の方法によりパソコンやスマートフォンの画面をそのまま複製する場合など、著作物が写り込んでしまうことがあります。例えばワークショップの様子を記録する目的で写真撮影する場合に、参加している子どもが着ているTシャツに描かれる漫画のキャラクターが写り込むことがありますが、それはキャラクターを複製することに他なりません。また写真が多数掲載されているウェブサイトの画面について個人的に楽しむ目的でスクリーンショットの手法により複製したとき、一部の写真について違法にアップロードされている場合もあり得ますが、違法だと認識してこれを行うと、例え私的使用の目的があったとしても、適法とはなりません（30条1項4号）（~~㉑~~（ガイドに用いられている旗のような枠））

②（ガイドに用いられているギザギザの○）③。

そこで著作権法では、こうした複製や複製を伴わない伝達行為のさい著作物が写り込んだとしても、メインの被写体に付随して写り込む著作物の場合には、正当な範囲でそれを利用できることとしました。

ただし、写り込む著作物は複製伝達されるものにおいて軽微な部分に限られます。したがって、Tシャツのキャラクター部分が写真の中央に大写しになっているような場合には、利用可能とはなりません。「軽微」かどうかの判断は、付随した著作物の占める割合や精度などにより判断することになります。

また、正当な範囲内での利用に限定されます。「正当な範囲」かどうかの判断は、付随した著作物により利益を得る程度や、さらには分離の困難性の程度、付随した著作物の果たす役割などにより判断することとなります。

例えば、子どもにキャラクターのぬいぐるみを持たせて撮影した写真の使用目的が子ども向けの商品やサービスの宣伝である場合には、経済的利益を得るという目的があり、かつ子供の着ているTシャツのキャラクターの場合と異なり分離困難とはいえませんので（Tシャツを脱がすことは困難ですが、ぬいぐるみを持たせないことは困難とはいえません）、適法とはいええないでしょう。他方、家族の記録の保存という目的であれば、適法となると考えられます。

なお、以上の「軽微性」、「正当な範囲」いずれの要件をみたとしても、著作権者の利益を不当に害することとなる場合には利用は認められません。

(3)

そのようなことから、文化庁長官が指定する団体がある場合にはその団体のみが権利行使できることとされ、具体的には公益社団法人授業目的公衆送信補償金管理協会（SARTRAS “サートラス”）が指定され、この団体のみが権利行使することになります。

なお、補償金の額は文化庁長官の認可が必要となります。2020年度は無償となっていますが、2021年度以降の額については、SARTRASが認可申請している内容によれば、児童生徒等1人当たりの年額について、例えば大学では720円、高校420円などとなっています。

(4)

上記以外にも、例えばリーチサイトにおいて侵害コンテンツへリンクを提供する行為（113条2項）やリーチサイト運営者がそのようなリンク提供を放置する行為（113条3項）も「みなし侵害」としていますし、著作者の名誉・声望を害する方法によりその著作物を利用する行為も「みなし侵害」です（113条11項）

(5)

作品図版が雑誌中に占める割合が軽微かどうかと、図版の利用行為が正当な範囲内のものかどうかによって判断されます。

まず軽微性については、雑誌の中において作品図版の占める割合や精度によって判断することになります。具体的には、例えば数十ページの雑誌において小さな大きさの図版が1点掲載されているに過ぎないといった場合には警備性は認められるとよいでしょう。

次に正当な範囲ないかどうかについては、その雑誌の掲載についての経済的な利益、分離不可能性、図版の果たす役割などを考慮して判断することとなります。

(6)

本件では作品制作中のポートレートにその作品が写り込むことが問題になっていますが、まずは、その未完成の作品に著作権が発生するかが問題となります。

著作物は「思想又は感情を創作的に表現したもの」(2条1項1号)ですので、作品として未完成であったとしても、既に思想または感情が創作的に表現されている状況にあるのであれば、著作物として保護されることになります。そこで以下は制作途上の作品であっても著作物として保護されることを前提に説明させていただきます。

写真撮影をした際に、その写真中に著作物が写り込んだ場合には、一定の要件の下著作権者の許諾を得ないでその写真を利用することができます(30条の2)。

具体的には、その写真において付随して利用されることとなる著作物が軽微であることと、その著作物の利用行為が正当な範囲内であれば、著作権者の利益を不当に害しない限り、利用することができます。

まず軽微かどうかについては、占める割合や精度によって判断することになりますので、写真のピントが著作物合っておらずしかも写真全体において小さな部分しか占めていないのであれば、認められることになるでしょう。問題のポートレート写真においては、例えば、写真の中心に作家の肖像や姿態があり、背後に小さくピントが外れた形で作品が写っているのであれば、軽微性は認められ得ると思えます。

次に正当な範囲かどうかですが、これについては、付随した著作物によって利益を得るかどうか、分離の困難性、付随した著作物の果たす役割などによって判断することとなります。つまり、ポートレート写真によって経済的利益を得るのかどうか、ポートレート写真撮影に当たって当該作品を写り込ませないことが可能かどうか、ポートレート写真に写り込んでいる作品の果たす役割が重要かどうかによって判断されるということになり、具体的な事例に即して判断していくこととなります。

もっとも、作家本人の肖像写真であるので、それを利用するということであれば、肖像の利用ということで作家の了解が必要となるわけですから、その許諾の際に制作中の作品が写り込むことについても一緒に許諾をとることができると思います。

以上